

バス共創プラットフォーム設置要綱

(目的)

第1条 バス共創プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）は、福山・笠岡地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第10条第1項の規定に基づき設置し、行政、交通事業者などの関係機関が連携・協働して利用促進策を策定・実施することにより、だれもが使いやすい、安心して移動ができる公共交通網（バス交通）の確立を目的とする。

(所掌事務)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため次の事項を行う。

- (1) 路線バスの具体的な利用促進策の検討、とりまとめ
- (2) 前号によりとりまとめた利用促進策の実施、検証
- (3) 前2号に掲げるもののほか、プラットフォームの目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 プラットフォームは、規約第10条第3項に規定する部会長として会長を、副部会長として副会長を置き、委員をもって組織する。

(委員)

第4条 プラットフォームの委員は、別表1に掲げる関係機関等の代表者若しくは当該代表者に指名された者とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、プラットフォームを代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 プラットフォームの会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員（第4項に規定する代理人を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員は、会議に代理人を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員はこの限りでない。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面審議)

第7条 会長は、緊急その他やむをえない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

(意見の聴取)

第8条 プラットフォームは、必要があると認めたときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討その他必要な調整等を行うため、必要に応じプラットフォームに分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第10条 プラットフォームの庶務は、福山市建設局都市部都市交通課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）7月12日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	関係機関等	備 考
学識経験者	公共交通に精通した大学教授等	
メンバー	株式会社中国バス	
	鞆鉄道株式会社	
	株式会社井笠バスカンパニー	
	北振バス株式会社	
	一般社団法人広島県タクシー協会東部支部	
	西日本旅客鉄道株式会社	
	福山市自治会連合会	
	社会福祉法人福山市社会福祉協議会	
	福山商工会議所	
	連合広島東部地域協議会福山地区連絡会	
	広島県高等学校 PTA 連合会福山地区連合会	
	国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所	
	広島県地域政策局公共交通政策課	
	広島県東部建設事務所工務第一課	
	福山市	